

## 世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況と課題等について

平成 26 年 4 月 25 日

文化庁記念物課

## 1. 暫定リスト掲載資産

## (1) 武家の古都・鎌倉（平成 4 年暫定リスト掲載）

「武家の古都・鎌倉」は平成 24 年に推薦書を提出。その後、イコモスによる「不記載」の勧告を受け、昨年の世界遺産委員会に際して審議取り下げを行った。

## A) 作業状況

- ・ 再推薦に向け新たな価値付けを検討中。

## B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

- 「武家の古都」に替わる新たなコンセプトの構築

## C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 検討中。

## =====

## (2) 彦根城（平成 4 年暫定リスト掲載）

## A) 作業状況

- ・ 価値付け：OUV 及び基準適用の説明文が作成されている。価値の主張について更なる作業が必要。
- ・ 緩衝地帯：検討中
- ・ 推薦書の作成：価値付け等に関連する部分の素案から先行して作業中。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：未着手

## B) 課題等

- 既登録資産である姫路城との差別化
- 国内の他の城郭との比較検討（単独推薦とするか否か）
- 城下町部分を資産とするかどうかの検討
- 城下町部分を資産とする場合、法的担保措置の検討

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 現時点では、上記の課題を整理するとともに、史跡の保存管理計画の見直し等を進める予定であり、推薦希望時期は未定。また、県と市の協力を含めた体制整備を進めるとされている。

=====

**(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成 19 年暫定リスト掲載）**

**A) 作業状況**

- ・ 価値付け：OUV 及び基準適用の説明文が作成されている。価値の主張について更なる作業が必要。
- ・ 緩衝地帯：検討中
- ・ 推薦書の作成：価値付け等に関連する部分の素案から先行して作業中。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：未着手

**B) 課題等**

- 主張すべき「世界遺産としての価値」の検討
- 比較研究を通じた、資産のコンセプト（時代、場所）の検討
- 遺跡全体に対して史跡等の指定範囲が限定的な資産が含まれているため、必要な追加指定等を行うこと。また、それでも対処できない部分の法的担保措置をどのように確保するか、全体として一貫した法的担保措置の考え方が説明できるか等の検討（明日香法等）。
- 個別資産についても、管理計画を策定する必要があるものが多い。

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 少なくとも平成 28 年度までは、推薦書作成の前段としての骨子の検討を行う予定であり、推薦希望時期は未定。

=====

#### (4) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産（平成 19 年暫定リスト掲載）

##### A) 作業状況

- ・ 価値付け：確定済
- ・ 緩衝地帯：確定済（法的担保措置についても完了）
- ・ 推薦書の作成：完成済（詳細記述等の見直し作業を複数回実施済）
- ・ 包括的保存管理計画の策定：完成済（詳細記述等の見直し作業を複数回実施済）

##### B) 課題等

- 最終的な推薦書類一式の準備

##### C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 昨年度の文化審議会において推薦可能と判断されており、今年度推薦を希望。

---

#### (5) 国立西洋美術館本館（ル・コルビュジエの建築作品：平成 19 年暫定リスト掲載）

日本、フランス、スイス、ベルギー、ドイツ及びアルゼンチンの 6 ヶ国に加え、平成 26 年より復帰したインドを含む 7 ヶ国での共同推薦。既に世界遺産委員会で 2 回審議されており、直近では、平成 23 年の委員会決議で「記載延期」となっている。世界遺産委員会での決議に基づき、推薦国側に加え ICOMOS を交えた検討が進行中。

##### A) 作業状況

- ・ 7 ヶ国全体として、主張する価値、及びこれと各資産の関係等について検討中

##### B) 課題等（西洋美術館に関するもの）

- 緩衝地帯の再検討（JR 上野駅等）

##### C) 推薦時期に関する状況等

- ・ 今年度推薦を行う事について、各国の大使間で合意済（本件はフランスの推薦枠を利用する）。我が国としては、緩衝地帯範囲の修正など、西洋美術館に係る作業を継続する必要がある。

---

---

(6) 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（平成 21 年暫定リスト掲載）

**A) 作業状況**

- ・ 価値付け：主張の大枠は固まりつつある。記述についてはなお検討が必要。
- ・ 緩衝地帯：範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定。詳細については更なる検討が必要。
- ・ 推薦書の作成：素案がとりまとめられている。内容は更なる検討が必要。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：素案がとりまとめられている。詳細内容については更に検討が必要。

**B) 課題等**

- 主張する価値及び保全状況に照らした資産選択の再検討（特に、北海道・北東北に限る説明の精緻化、構成資産選択の更なる検討）
- 緩衝地帯の法的担保措置の更なる検討
- 資産の保全に影響を及ぼす可能性のある要因（道路等）についての説明・見通しの更なる検討
- 一部の資産について、部分的に抜けている箇所の追加指定が必要

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 自治体側は平成 26 年度推薦を希望

---

---

(7) 宗像・沖ノ島と関連遺産群（平成 21 年暫定リスト掲載）

**A) 作業状況**

- ・ 価値付け：主張の大枠は固まりつつある。記述についてはなお検討が必要。
- ・ 緩衝地帯：範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定。詳細について更なる検討が必要。
- ・ 推薦書の作成：素案がとりまとめられている。詳細内容については更に検討が必要。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：素案がとりまとめられている。詳細内容

については更に検討が必要。

**B) 課題等**

- 価値付けの説明ぶりの更なる検討
- 4つの構成資産（特に新原・奴山古墳群）の、OUV との関連の説明ぶりの更なる検討。
- 緩衝地帯の法的担保措置の実施。詳細運用方針の検討。

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 自治体側の推薦目標は平成 26 年度

---

---

**(8) 金を中心とする佐渡鉦山の遺産群（平成 22 年暫定リスト掲載）**

**A) 作業状況**

- ・ 価値付け：主張の大枠は固まりつつある。記述についてはなお検討が必要。
- ・ 緩衝地帯：範囲とその大枠の考え方についてはほぼ固まりつつあるが、詳細について更なる検討が必要。
- ・ 推薦書の作成：素案がとりまとめられている。詳細内容については更に検討が必要。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：素案がとりまとめられている。詳細内容については更に検討が必要。

**B) 課題等**

- 比較研究（特に詳細な比較を行う資産関連の書きぶり）の更なる検討
- 町並み部分についての法的担保措置の実施。
- 金の算出から精錬、運搬までの一連の流れを意識した資産範囲の修正、及び一部の資産について欠落部分の追加指定の実施。
- 個別の管理計画の検討、及び包括的保存管理計画との整合性の検討

**C) 自治体における推薦時期の希望等**

- ・ 自治体側の推薦目標は平成 27 年度

(9) 百舌鳥・古市古墳群（平成 22 年暫定リスト掲載）

A) 作業状況

- ・ 価値付け：主張の大枠は固まりつつある。記述については更なる検討が必要。
- ・ 緩衝地帯：範囲とその大枠の考え方についてはほぼ確定。詳細については更なる検討が必要。
- ・ 推薦書の作成：素案がとりまとめられている。内容は更なる検討が必要。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：素案がとりまとめられている。内容は更なる検討が必要。

B) 課題等

- OUV 及び適用基準の説明等、価値付けの説明ぶりの更なる検討
- 構成資産の築造時期等、国内の様々な見解・学説等を踏まえた資産説明の検討
- 資産選択の論理及び完全性の説明の更なる検討
- 資産全体としての管理体制の検討
- 周濠周堤部分の法的担保措置の検討
- 緩衝地帯の保全のあり方の検討の深度化

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 自治体側の推薦目標は平成 27 年度

=====

(10) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成 24 年暫定リスト掲載）

「平泉」は平成 23 年に 2 回目の推薦により世界遺産リストに掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた資産について、拡張登録を目指すもの。

B) 課題等

- 資産に関する調査研究の実施

### C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 当面 5 カ年をかけ（～平成 29 年度）、上記の調査研究、シンポジウム等を行う予定であり、推薦希望時期は未定。

=====

## 2. 既に推薦書を提出している資産

### (1) 富岡製糸場と絹産業遺産群

- ・ 昨年度にイコモスによる現地調査等を終え、本年 6 月の世界遺産委員会において登録の可否が決定される予定。
- ・ 本年 2 月 14 日～15 日の大雪のため、各構成資産に被害有り。その大半は比較的短期間で修復可能なものであるが、富岡製糸場の乾燥場他 1 箇所については、建物躯体に損傷が及んでおり、修復に一定期間を要する見込み。
- ・ 上記の被害について、その概要、及び顕著な普遍的価値には大きな影響が無いことについて、世界遺産センターに文書で通知済。

### (2) 明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域

- ・ 「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成 24 年 5 月 25 日閣議決定）に基づく枠組みにより、国側のとりまとめは内閣官房地域活性化統合事務局が担当。本年 1 月にユネスコに対し推薦書が提出された。